

いわたホールガイド広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、磐田市（以下「市」という。）が発行するいわたホールガイド（以下「ホールガイド」という。）への広告掲載に関し、磐田市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び磐田市広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 ホールガイドに広告を掲載することができる者は、要綱及び基準の規定に準ずるものとし、広告内容は、いわたホールガイド掲載基準に定める文化芸術にかかる情報に限るものとする。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、次のとおりとする。

大きさ	縦60ミリ×横85ミリ（1号当たり2枠まで）
色	4色フルカラー広告
掲載位置	A3判2つ折、最終ページの下部
発行時期	4月、8月、12月の原則月初め（年3回発行）
発行部数	1号当たり60,500部
主な配布先	市内全世帯、市内公共施設、近隣市町の文化施設等

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料（以下「掲載料」という。）は、1枠当たり20,000円とする。

(広告購入枠数の限度)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）のが年間で購入できる広告枠数の上限は設けない。なお、1号当たり2枠（縦60ミリ×横190ミリ）の購入も可とする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、掲載希望号の発行60日前までに、ホールガイド広告掲載申込書（要綱 様式第1号）に次に掲げるものを添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者にあつては、当該事業の概要が分かる書類
- (2) 市税の納入状況が確認できる書類（市で納税状況を確認する為、提出不要。但し、市外業者は、所在する自治体が発行する市税の納入状況が確認できる書類を提出。）
- (3) 広告原稿案
- (4) 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証明する書類の写し

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類
(広告掲載の審査及び優先順位)

第7条 市長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、要綱第2条及び基準により広告掲載の適否を審査する。

2 掲載する広告の順位は、要綱第4条第2項に基づき、次のとおり定めるものとする。

- (1) 市内に事業所を有する者等の広告
- (2) 前号に掲げる広告以外の広告

3 期限を定めて広告掲載希望者を募集し、広告掲載希望者が当該広告枠数を超えた場合で、かつ、前項による広告掲載の順位が同等と判断したときは、抽選により決定する。

(入稿方法)

第8条 前条に規定する広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、市が指定する期日までに次の入稿仕様で広告デザインを提出するものとする。

- (1) 4色フルカラー印刷用としてデータ作成すること。
- (2) 写真は全て実データで入れること。
- (3) データは市が指定した形式で提出すること。

2 広告デザインは、広告主の責任及び経費負担で作成するものとする。

(掲載料の納付)

第9条 広告主は、市が指定する期日までに、第4条に規定する掲載料を、一括納付するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告の内容が第2条に該当しなくなると認められるとき。
- (2) 広告主が第9条の規定による掲載料の納付をしないとき。
- (3) 広告の内容等の変更の求めに広告主が従わないとき又は広告の内容等が改善される見込みがないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長がホールガイドへ掲載する広告の内容を不適切と認めるとき。

(掲載料の返還)

第11条 掲載料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全額を返還することができる。

- (1) 広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載することができなくなったとき。

(2) その他市長が特に返還する必要があると認めたとき。

2 前項の規定により還付する掲載料には、利子を付さない。

(損害賠償)

第12条 市は、第10条の規定により広告掲載を取り消した場合において広告主に損害が生じたときにおいても、その賠償の責めを負わない。

(広告主の責務)

第13条 広告主の責務は、要綱第13条の規定に準ずるものとする。

2 広告主は、広告掲載後、その責に帰すべき理由により、市に損害を与えた場合はその損害を賠償しなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、ホールガイドへの広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年5月20日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月12日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年12月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年8月21日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から適用する。